「考査項目別運用表」

課長•一般用

考查項目

細 別

工種

2 施工状況

Ⅱ 工程管理 Ⅲ 安全対策

4 工事特性

I 施工条件等対応 ①

施工条件等対応 ②

6 社会性等 I 地域貢献等

7 法令遵守等

ア) 構造物の特殊性への対応

イ) 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ウ) 厳しい自然・地盤条件への対応 エ) 長期工事における安全確保への対応

考查項目	細 別	a	b	С	d	е
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	【評価対象項目】 ① □ 隣接する他の工事などとの工程調整に取組み、遅れを発生させること無く工事を完成させた。 ② □ 地元及び関係機関との調整に取組み、遅れを発生させること無く工事を完成させた。 ③ □ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ④ □ 工程管理に係る積極的な取組みが見られた。 ⑤ □ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ① 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。 ② □ 本・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正・正				
	細別	a	b	С	d	е
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	Ⅲ 安全対策	【評価対象項目】 ① □ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組みが顕著であった。 ② □ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取組んだ。 ③ □ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取組んだ。 ⑤ □ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取組んだ。 ⑤ □ 安全協議会での活動に積極的に取組んだ。 ⑥ □ 安全対策に係る取組みが地域から評価された。 ⑦ □ その他(理由: ※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、「a」・「b」・「c」・「d」・「e」評価を行う。			_)	

考查項目	細 別	評価対象項目	評価対象項目の説明
4 工事特性	I 施工条件等 対応 ①	ア)構造物の特殊性への対応 ① 対象構造物の高さ・延長・施工(断)面積・施工深度等の規模が特殊な工事 ② 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ③ □ その他:() ※上記の対応事項に1つ以上「レ」点が付けば「4」点の加点とする。	ア)構造物の特殊性への対応 【① について】 ・切土の土工量:20万m3以上、盛土の土工量:15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上・トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上・樋門又は樋管の内空断面積:15m2以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上・堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上・堰又は水門の最大径間長:25m以上、東スは水門の径間数:3径間以上・堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上、トンネル(開削工法)の関連できるでは、ドンネル(NATM)の内空平均面積:100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上・ドンネル(NATM)の内空平均面積:100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上・渡岸の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、砂防ダムの堤高:15m以上・浚渫工の浚渫土量:100万m3以上、流路工の計画高水流量:500m3以上、砂防ダムの堤高:15m以上・ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上・橋梁上部工の最大支間長:100m以上 【② について】 ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事、又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 【③ について】 ・その他:構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・老の他:技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い、又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		(1) 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 (1) □ 地盤の変形・近接構造物・地中埋設物への影響に配慮する工事 (2) □ 周辺環境条件により、作業条件・工程等に大きな影響を受ける工事 (3) □ 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 (4) □ 現道上での交通規制に大きく影響する工事 (5) □ 緊急時に対応が特に必要な工事 (6) □ 施工箇所が広範囲にわたる工事 (7) □ その他:(※上記の対応事項に1つ以上「レ」点が付けば「6」点の加点とする。	イ)都市部等の作業環境、社会条件等への対応 【① について】 ・供用中の鉄道、又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での鉄道、又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 【② について】 ・ガス管・水道管・電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 【③ について】 ・市街地での夜間工事。 りID地区での工事。 【④ について】 ・日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 【⑤ について】 ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 【⑥ について】 ・作業現場が広範囲に分布している工事。 【⑦ について】 ・作業現場が広範囲に分布している工事。 【⑦ について】 ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他:周辺環境、又は社会条件への対応が特に必要な工事。

(課長・一般用)

(麻皮・放用)			
考查項目	細 別	評価対象項目	評価対象項目の説明
4 工事特性	I 施工条件等 対応 ②	 ウ)厳しい自然・地盤条件等への対応 ① 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ② □ 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ③ 急峻な地形、及び土石流危険渓流内での工事 ④ 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ⑤ こ その他:(※上記の対応事項に1つ以上「レ」点が付けば「4」点の加点とする。 	 ウ)厳しい自然・地盤条件への対応 【① について】 ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを、的確に把握する必要が生じた工事。 【② について】 ・積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事。 ・河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事。 ・河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事、又は波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。 【③ について】 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事。(法面工は除く) 【④ について】 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事【⑤ について】 ・その他:自然条件、又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他:災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事
		エ)長期工事における安全確保への対応 ① □ 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ② □ その他:(※上記の対応事項に1つ以上「レ」点が付けば「6」点の加点とする。	エ)長期工事における安全確保への対応 【① について】 【② について】
		評 点 ()点	【工事特性の詳細評価】
	ı		

※1 工事特性は、最大「20」点の加点とする。

^{※2} 評価にあたっては、監督員等の意見も参考にする。

考查項目	細別	\mathbf{a}	a'	b	b'	c
		□ 優れている	□ 「b」より優れている	□ やや優れている	□ 「c」より優れている	□ 他の評価に該当しない
6 社会性等	I 地域貢献等	③ □ 道路清掃などを積極的に実施し、は ④ □ 地域が主催するイベントへ積極的に ⑤ □ 災害時などにおいて、地域への支注 ⑥ □ 現場事務所や作業現場の環境を履 ⑦ □ その他(理由: ※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、「a」・ ※ 工事しゅん工書類の簡素化のため	学会等を実施して、積極的に地域とのコミ 地域に貢献した。 こ参加し、地域とのコミュニケーションを図 爰又は行政などによる救援活動への積極 引辺地域との景観に合わせるなど、積極的	lった。 底的な協力を行った。 りに周辺地域との調和を図った。 価」はしない。		

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表					
7 法令遵守等	措 置 内 容	措置点数	置点数			
	① □ 指名停止3ヶ月以上	-20点				
	② □ 指名停止2ヶ月以上、3ヶ月未満	-15点				
	③ □ 指名停止1ヶ月以上、2ヶ月未満	-130 1) その他」 合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により			
	④ □ 指名停止2週間以上、1ヶ月未満		行されなかった事項。			
	⑤ □ 文書注意相当	-8点 □1)	()			
	⑥ □ □頭注意相当	-5点 □ 2)	()			
	で □ 工事関係者事故、又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置 の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	-3点 □ 3)	()			
	⑧ □ その他(理由:)	()点 □ 4)	()			
	③ □ 評価該当なし	□ 5)	()			
	本考査項目(7 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 II 「施工」とは、諸負契約書の記載内容(工事名・工期・施工場所等)を履行することに限定する。 III 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約をして、それを履行するために従事する者に限定する。 IV 総合評価序札力式における技術廃棄が、受注者の責により履行されなかった場合は、「⑧ その他」の項目で減ずる措置を行う。 L記で評価する場合の適応事例					